〇総務省令第五十九号

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 昭 和 兀 + 六 年 法 律 第 九 + 号) 第二 条 0) 第二 項 0 規 定 に 基 づ き、 自 動 車 重 量

譲 与 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う É 定 \otimes る。

令和元年十一月二十八日

総務大臣 高市 早苗

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 する 省 令

自 動 車 重 量 譲 与 税 法 施 行 規 則 昭 和 兀 + 六 年 自 治 省 令 第 十三号) 0 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ 12 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \otimes

改

正

前

欄

及

び

改

正

後

欄

に

対

応

L

7

掲

げ

る

そ

 \mathcal{O}

標

記

部

分

に

重

傍

線

を 付 L た 規 定 以 下 \neg 対 象 規 定 لح 1 う。 は 改 正 前 欄 12 掲 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後 欄 12 撂 げ る 対 象

規 定 لح L 7 移 動 L 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ \mathcal{O}

は、これを加える。

備考 表中の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	[1~4 略] [1) [2) [2) [3) [3) [4) [5) [5] [5] [5] [6] [7] [6] [7] [7] [7] [7] [8] [8]	改正後
	[1~4 同上] [1~4 同上] [1~4 同上] [1~4 同上] [1) [1) [1) [1) [1) [1) [1) [1)	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。